

10月から

保育所，認定こども園，新制度に移行した幼稚園を利用されている方へ

幼児教育・保育の無償化がスタートします

対象となる方・利用料

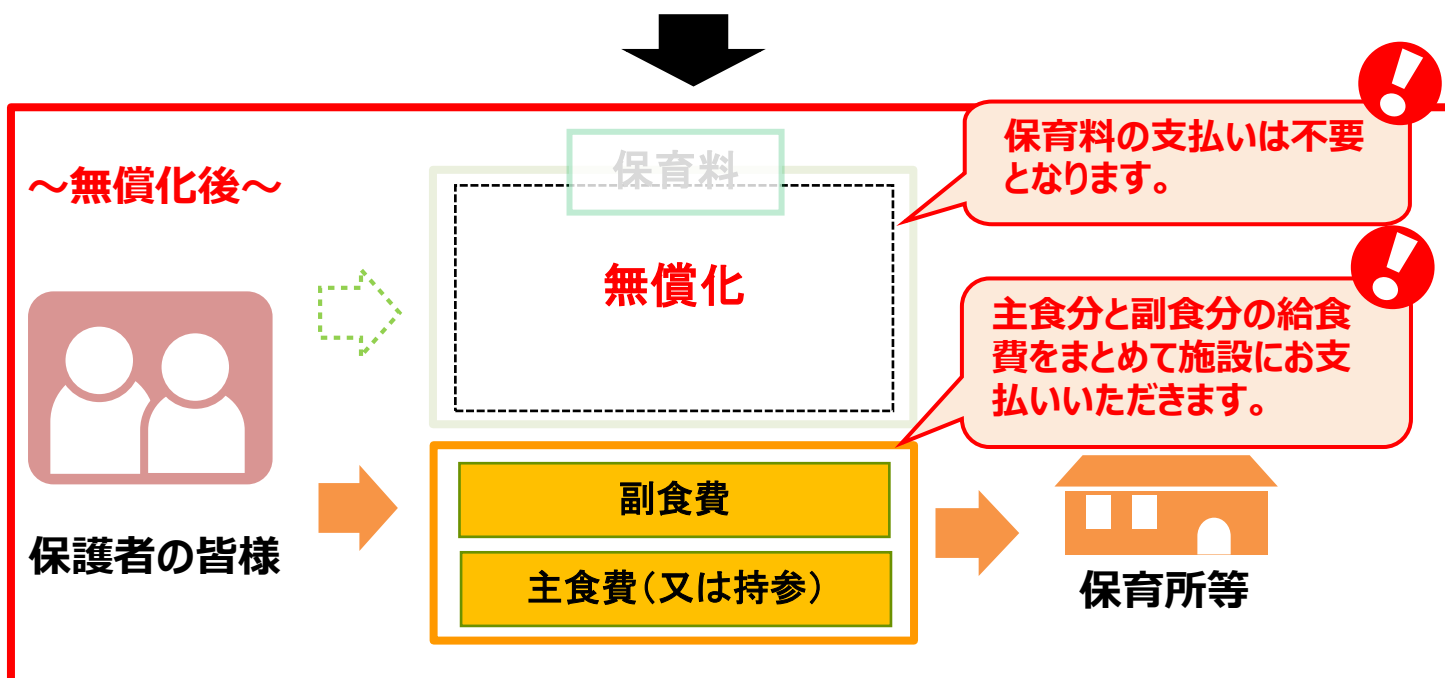
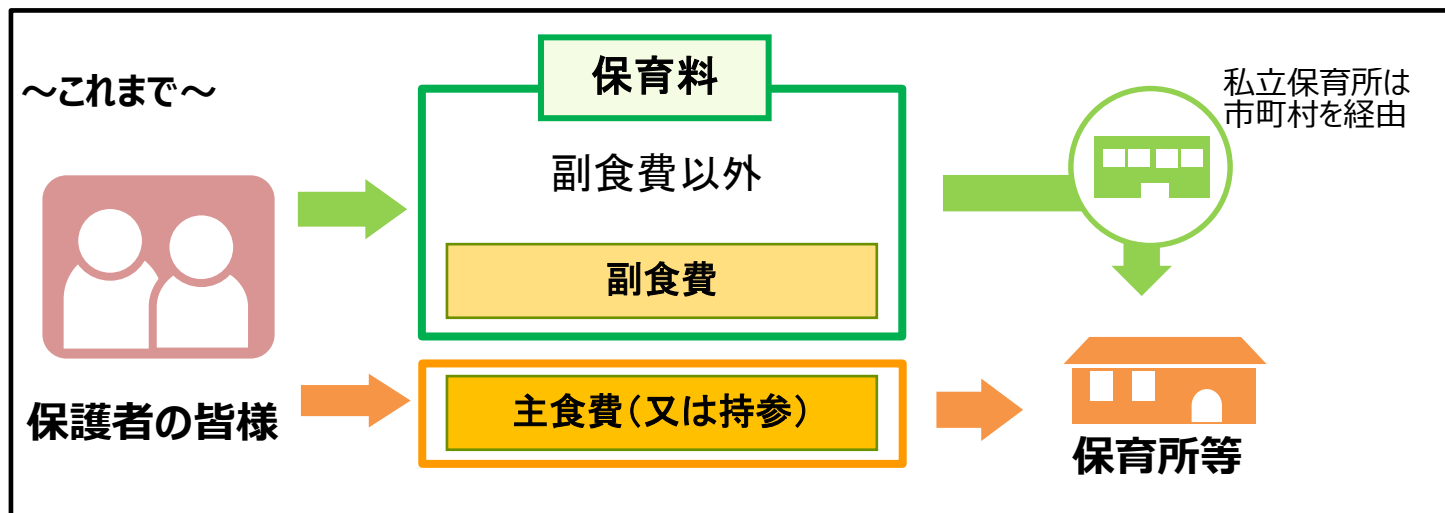
- 3歳児から5歳児クラスの全ての子どもについて，幼稚園，保育所，認定こども園を利用する際の保育料が無償となります。
 - 無償化の期間は，満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。
なお，幼稚園や認定こども園の1号認定子どもは，入園できる時期に合わせて満3歳から保育料が無償となります。
 - 無償化の対象となるのは毎月市町村（認定こども園や幼稚園の場合は各施設）へお支払いいただいている月額保育料です。延長保育や病児保育，一時預かりなどを利用した場合の料金は無償化の対象外です。
 - 通園送迎費，給食費，行事費などは，これまでどおり保護者の負担になります。ただし，年収360万円未満相当世帯の子どもと，現在保育料の多子軽減の対象となっている第3子以降の子どもについては，副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 3歳児から5歳児クラスの2号認定子どもの副食費は，今後，ご利用の施設にお支払いいただくこととなります。（詳しくは裏面をご覧ください）
 - 0歳から2歳児クラスの3号認定子どもの副食費はこれまで通り保育料に含まれる扱いとなっており，支払方法などの変更はありません。
- 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どものが上記の施設や地域型保育事業所（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）を利用した場合の保育料も無償となります。

保護者の方の手続き

- 無償化に伴う保護者の方の手続きは原則として不要です。
 - 市（又は各施設）で，10月分から保育料の徴収を停止する手続きをします。
 - 副食費が免除の対象となる方についても，市からご案内しますので手続きは不要です。
 - 幼稚園又は認定こども園の1号認定子どもが，教育時間外の預かり保育を利用する場合の利用料も無償化の対象となりますが，この場合は別途「子育てのための施設等利用給付」を受給するための認定手続きが必要です。詳しくは対象の施設あてに別にご案内しています。
 - 2号認定子どもの副食費を施設でお預かりすることに伴って，重要事項説明書の改定等が求められることがあります。ご利用の施設からの案内に沿ってご対応いただくようお願いします。

2号認定子どもの副食費の支払方法の変更について～盛岡市からのお知らせ

これまで、副食（おかず・おやつなど）の費用は保育料の一部として市町村（又は施設）へお支払いただいておりますが、無償化に伴い保育料の支払いがなくなるため、今後は各施設へ直接お支払いただくこととなります。



お支払いただく副食費の基本的な考え方

- ◆ 3歳児から5歳児クラスの子どもについて施設全体で年間に必要となる食材料費の一部を、保護者の皆様に均等にご負担いただくものです。アレルギー除去食など通常の献立と異なる給食を食べている子どもの場合でも、負担額は他の子どもと変わりません。
- ◆ 金額設定は月額となります。風邪による欠席などで給食を食べない日があっても、一日単位の減額が行われるものではありません。
- ◆ 全ての園で、必要な栄養摂取量や食育の考え方を踏まえて給食を提供しておりますが、仕入れ先や献立の内容が異なること等から、副食費の額は施設間で異なります。
- ◆ 認定こども園では、1号認定子どもと2号認定子どもで給食の提供日数や運営費の算定基準が異なること等から、同じ給食を食べていても給食費の額が異なることがあります。